

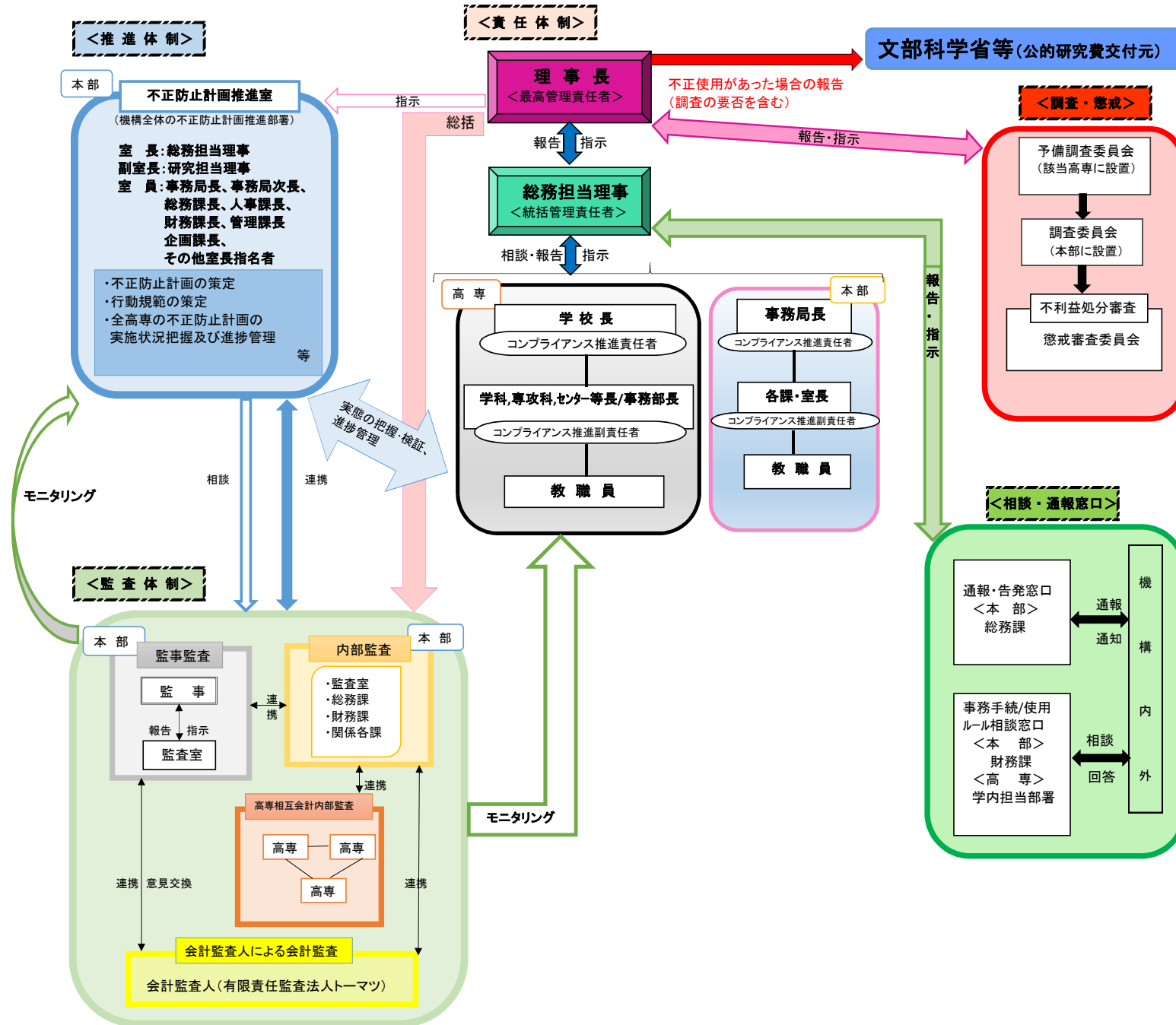
〔平成27年3月11日 制定〕  
〔令和5年5月17日 最終改正〕  
校長 裁定

松江工業高等専門学校における公的研究費等の取扱いについて

独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則第6条第3項の規定に基づき、コンプライアンス推進副責任者は次の者をもって充てる。

	職 名
コンプライアンス推進副責任者	副校長
	学科長
	専攻科長
	実践教育支援センター長
	事務部長

# 国立高等専門学校機構における公的研究費等の運営・管理体制



# 〈公的研究費等の運営・管理における責任体制図〉

国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則第4条～第6条  
(制定平成27年1月26日 機構規則第121号)

